

平成29年

12月農業委員会総会議事録

■日 時	2017年（平成29年）12月14日（木） 16:00 ～ 16:45	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 (敬称略) (議席順)	[農業委員] 計(10名) 1 大谷 康之 2 山千代重榮 3 高橋 一隆 4 小林 修 5 横田 武 6 久保 安治 7 福本 敏行 8 飯阪 保 9 辻井 正昭 10 友田 博文 [欠席委員] 計(4名) 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 辻畑 忠紹 4 辻林 孝幸 [事務局] 計(4名) 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成29年12月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>井阪会長におかれましては、精密検査の結果、腰椎の狭窄症ということで、現在、快方には向かっているものの、まだ痛みが続いているということで、引き続き自宅療養ということで本日欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>本日の議事進行につきましては、山千代副会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>まず、開会に当たりまして、山千代副会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>(時節の挨拶)</p> <p>それでは、本日の出席委員数を事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は、10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、2番、井阪会長、11番、辻畑委員、13番、辻林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、山千代副会長、議事進行よろしくをお願いいたします。</p>
副会長	<p>そうしたら、本日の議事録署名人は、3番、大谷康之委員、14番、友田博文委員</p>

の御両名にお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、2ページです、農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転6件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

1番、鍛冶屋町の物件につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、鍛冶屋町で、地目は、田、1筆、面積は、173平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約3キロメートル、軽四輪で約15分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターを保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用については周辺農地に注意しながら使用しますとのことです。

譲受人の下限面積について、今回申請の面積及び経営面積を合わせても下限面積である2,000平方メートルを満たしておりませんが、本日この後審議していただきます議案書10ページ、農用地利用集積計画の決定について、1番、平井町の案件を加え、下限面積要件を満たしております。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は、野菜を栽培している農地であり、申請者の双方に確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などもございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

副会長

鍛冶屋町の物件に関しまして、何か意見ありませんか。どうぞ。

14番

こういう条件の分は初めてですね。違うんですか。今まであったんですか。

副会長

11ページの……、とあわせてということやね。では、事務局、お願いします。

事務局

事務局、西川でございます。

もともと農業を、経験というか、1,117平方メートルつくってはるということ

で、農業経験についてはございます。3条で取得するに当たって、鍛冶屋町190の6、173平米を取得しても下限面積に到達しないということで、あわせて利用集積の中で、利用集積の1番、平井町の物件を利用集積で借りられるということで、申請のほうが出ております。

14番 事務局 いや、わかっておるけれども、こういう案件は初めてと違うんかという。
事務局 そうですね。なかなかレアなケースですね。

14番 事務局 これだけの、こういう格好もいけるということやな。

14番 事務局 はい、これについては別段問題ございません。

14番 事務局 そうですか。

14番 事務局 はい。

以上です。

14番 副会長 わかりました。すみません。

12番 事務局 その他、何か。はい。

12番 事務局 今の説明する人、3番だけでは1,117平米になっている。2,000平米を満たすのに、10ページの平井町の物件、面積、4筆ありますやろ。

12番 事務局 はい。

12番 事務局 合わせて何平米で、この1,100何ぼで、平井町の物件4筆を合わせて何ぼと。第1号議案とこの物件を合わせて2,000平米になるから、下限面積2,000平米を満たしているということを説明したったら、ようわかるんと違うかなと。

12番 事務局 はい、わかりました。

12番 副会長 よろしいですか。

ほか何かありませんか。

(異議なしの声)

それでは、許可することといたします。

番号2、春木町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、春木町で、地目は、田、3筆、面積は、合わせて1,126平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、ハウスが建てられている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約4キロメートル、車で約10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、耕作方法、農薬の使用方法などは、周辺農地と特段の違いなく、影響はないものと思われますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は、ハウスが建てられ、何も耕作されていない状態の農地であり、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地でハウス栽培を行う予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

この春木町の物件に対して異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なし認め、許可することといたします。

次、3、平井町の物件について、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、平井町で、地目は、畑、2筆、面積は、合わせて1,297平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1.5キロメートル、軽トラックで約5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターを保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は、野菜、果樹、タケノコを栽培している農地であり、申請者の双方に意思確認いたしましたが、申請どおり問題ありませんでした、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、よろしくお願いいたします。

副会長

平井町の物件に対して異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ないと認め、許可することといたします。

事務局

次、番号4、福瀬町の物件に対して、事務局よりお願いいたします。
事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は、畑、5筆、面積は、合わせて2,768平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約2キロメートル、車で約10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従いますとのこと。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地はタケノコ栽培されている農地であり、申請者であります譲渡人及び譲受人双方と現地を確認し、隣接地の境界も確認いたしました、意思確認をしたところ、問題はなく、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

副会長

福瀬町の物件に対して、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可することといたします。

次、5番目、平井町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書4ページ、5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、平井町で、地目は、田、3筆、面積は、合わせて1,444平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約5キロメートル、自動車ですら約15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、被害の生ぜぬよう十分注意するとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は水稻栽培されている農地であり、申請者の双方に意思確認したところ、申請どおり問題ありません、許可相当であると報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この件に関しまして、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可することといたします。すみません。どうぞ。

14番 事務局 これ、1, 518平米やろ、経営面積。あつ、そうか。これに足すんか。

事務局 そうです。

14番 事務局 足すの。

事務局 はい。

14番 事務局 足して、2, 090、はい、わかりました。

副会長 そうしたら、許可することといたします。

次、6番目、春木町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書4ページ、6番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、春木町で、地目は、田、1筆、面積は、3.26平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳等を確認しても、小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約4キロメートル、車で約10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑かけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地周辺の農地を所有されている、申請

地を含めて野菜の栽培を行う予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

この春木町の物件に関しまして、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可することといたします。

次、議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について、農地を農地以外の用途に転用2件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

6ページです。

番号1、春木町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書6ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、春木町で、地目は、田、面積は、674平方メートル、転用目的、申請人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、露天駐車場への転用であり、申請者は、和泉テクノステージ内で事業を行う2社からの要望を受け、申請地を転用するものです。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明が添付されております。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は現在農地であり、申請地周辺には農地はなく、転用することにより水路などへの影響はないと判断します、申請人に電話で確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を転用し、地目変更をするとのことでした、調査の結果、許可やむを得ないと判断いたしますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

春木町の物件に関しまして、異議ございませんか。どうぞ。

12番

この露天駐車場、申請人は千葉県船橋市、ですけれども、個人でやるんですか。法人でもないんですか。

事務局
12番
副会長

個人でございます。

異議なし。

異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可することといたします。

次、寺門町の物件、事務局からお願いいたします。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書6ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、寺門町で、地目は、畑、3筆、面積は、合わせて58.12平方メートル、転用目的、申請人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、自己所有の駐車場への進入路としての転用であります。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果を報告いたします。現地を確認したところ、申請地は、現在農地であり、申請地周辺には農地はなく、転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる、申請人に電話で確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのこと、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

寺門町の物件に対して、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可することといたします。

次、議案第3号に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権設定2件、賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

1、久井町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書8ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、久井町で、地目は、畑、面積は211平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、農家住宅への転用であります。貸し人及び借り人は親族であり、祖母の所有しています申請地に子、孫が共有で建築するものであります。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されており、建築確認を受けて建築するものです。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。申請地は、大阪外環状線に面し、周囲は、自己所有の農業用倉庫、ミカン畑でありますので、申請地を転用することにより影響する農地等はなく、現地確認に行ったところ、申請者が現地におられ、貸し人は、高齢のため、農業従事は困難でありますので、孫に農業を手伝ってもらうため申請地に農家住宅を建築するとのこと、申請内容に間違いはなく、周辺農地等への影響はないと認められますので、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 久井町の物件に対しまして、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、許可やむを得ないと意見を付し、知事に送付いたします。

次、観音寺の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書8ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町で、地目は、田、面積は、132平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、一般住宅への転用であります。借り人は、祖父及び父の共有名義の申請地に開発許可をとり、建築確認を受けて建築するものです。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地を確認したところ、申請地は、現在農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる、双方に確認したところ、転用目的は、申請内容どおりに間違いはなく、貸し人が高齢のため、近隣に居住したいとの希望が

あり、申請地を選定したとのことで、許可後速やかに農地を転用し、地目を変更するとのこと、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 観音寺の物件に対して、異議ございませんか。

(異議なしの声)

許可やむを得ないと意見を付し、知事に送付することといたします。

次、番号3、観音寺町及び寺門町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書8ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町及び寺門町で、地目は、田、畑、7筆、面積は、合計2,566.61平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は、露天駐車場への転用であります。申請地に含まれております観音寺町672番2及び669番は、先月11月の委員会総会で皆様に審議していただき、御承認していただきました農業振興地域整備計画変更、農用地区域の除外の案件であります。これにつきましては、大阪府との協議も終え、除外されましたことを市農林課に確認しております。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地を確認したところ、申請地は、現在農地であり、転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる、貸し人及び借り人に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのこと、調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 ただいまの物件に対して、異議ございませんか。どうぞ。

14番 この地域は、ここの農地を除外したら、この辺一帯、農地が大変少ないん違うのかな。これを変えることによって、地目は何になんの。

事務局 事務局、西川でございます。

14番 事務局	<p>転用目的が露天駐車場ということですので、地目は雑種地という形になります。雑種地やな。</p> <p>はい。</p> <p>以上です。</p>
14番 事務局	<p>こんなやつは、この周辺、一部市街化区域やろ、こういうふうに変えることによって、この農業委員会から、市街化区域に次のとおり編入してよというような、そういうことはできへんの。</p> <p>事務局、西川でございます。</p> <p>農地転用の許可につきましては、農業委員会の判断になりますし、市街化への編入につきましては、都市政策課、都市計画審議会のほうで市街化に編入とか調整に編入とかという形の判断になるかと思うんです。</p>
14番 事務局	<p>以上です。</p> <p>いや、それはわかっているけれども、これだけ大きなやつを和泉市の徳洲会に貸すんやから、そやから、それで、一般のやつと違うんやから、農業委員会会長から都市政策のほうでも構へんから、こういうものは市街化区域に編入すべきやと言って出してやっても、別に農業委員会としても問題ないのと違うの。何か問題あんの。</p> <p>改めまして、会長、また都市政策部局とその辺の調整をさせていただいて、話を進めていきたいなというふうに考えております。</p>
14番 副会長	<p>以上です。</p> <p>了解しました。</p> <p>ほか、意見ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、許可やむを得ないとの意見を付し、知事に送付することといたします。</p> <p>次、議案第4号に移ります。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画11件を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>1番、平井町の物件、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書10ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は、平井町で、地目は、田3筆、畑1筆、面積は、合わせて951平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、タケノコ栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、現況は竹林で、貸し手・借り手に意思確認いたしましたが、現場の状況から竹林やむなしとの報告を受けております。</p>

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この物件に対して、異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、このとおり決定することといたします。

2番、仏並町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書10ページ、2番について、説明させていただきます。

物件は、仏並町で、地目は畑、1筆、面積は、3,574平方メートルのうち1,820平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地でハウス栽培をする予定です、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この件に関しまして、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することといたします。

次、3番、4番、5番、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書10から11ページ、3番から5番につきまして、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

物件は、小野田町で、地目は田、10筆、面積は、合わせて5,951平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に確認いたしました。

地を貸すことに同意されています、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 3番から5番、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することといたします。

次、6、7、8、9、10、関連がございますので、続けて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の丸嶋でございます。

議案書11から12ページ、6番から10番につきまして、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

物件は、国分町及び黒石町で、地目は、田、13筆、面積は、合わせて7,878平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に確認いたしましたが、申請地を貸すことに同意されています、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 6番から10番、この件に関しまして、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することといたします。

最後、11番、善正町の物件、事務局、お願いいたします。

事務局 事務局の丸嶋でございます。

議案書12ページ、11番について説明させていただきます。

物件は、善正町で、地目は、畑、2筆、面積は、合わせて3,082平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましても、議案書の記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地でシイタケ栽培をする予定であります、申請どおり問題はありませんでしたと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

善正町の物件、これに対して、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することといたします。

次、報告に移ります。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況3件について、別表のとおり確認するものとする。

14ページから15ページと、後ほどお目通しください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので、報告する。

17ページです。後刻、お目通しください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件、賃貸借権設定1件を専決により受理したので、報告する。

19ページ、後ほどお目通しください。

以上、議案と報告を終わります。

閉会時間 16時45分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員

